

# 面会交流について

福岡家庭裁判所

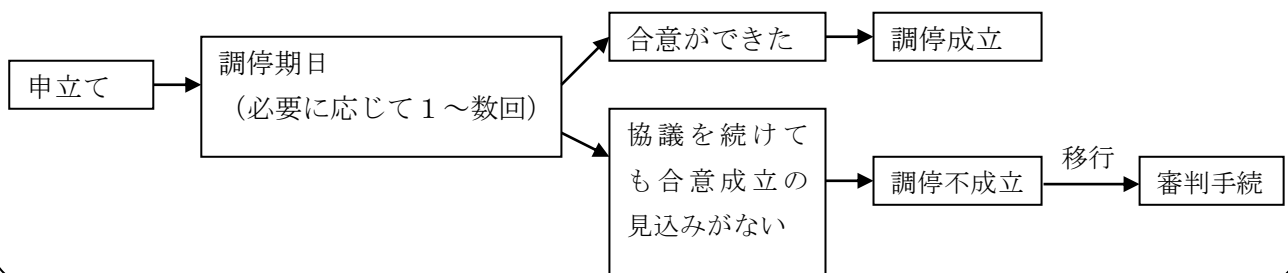
## 1 面会交流について

面会交流とは、離れて暮らす親と子どもが、定期的、継続的に交流をすることをいいます。

## 2 面会交流の調停・審判について

- (1) 調停とは、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、中立の立場から、お子さんの父母（以下、「当事者」といいます。）から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、助言や合意のあっせんをする手続です。調停の手続は非公開です。
- (2) 当事者の一方が調停に出席されない場合、又は調停で何回か協議しても合意の見込みがないなどの場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に、「審判」という手続に移り、裁判官が面会の実施の可否及び面会の内容を判断することになります。

### \* 一般的な手続の流れ



## 3 家庭裁判所に提出する書類について

提出する書類は以下のとおりです。「進行に関する連絡表」以外は、他方当事者に読まれたりコピーを取られたりする可能性があることを前提として作成してください。また、調停は話し合いの場ですから、人格の非難や中傷と受け取られるような記載は、円滑な調停進行を難しくする可能性があります。

申立人（調停を申し込む人）の提出書類	相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類
① お子さんの戸籍謄本（全部事項証明書）	この書面に同封している①～③に回答の上、
② 申立書… <u>コピーを相手方に送ります。</u>	期日の1週間前までに返送してください。
③ 事情説明書	① 回答書（計2枚）
④ 進行に関する連絡表【非開示】	② 進行に関する連絡表【非開示】
⑤ 送達場所の届出書	③ 送達場所の届出書

#### 4 調停の進行について

- (1) 当事者双方の待合室は別です。1回の調停は2時間ほどで、原則として、同席で開始時の手続説明を行い、その後申立人と相手方から交互に事情を聞き、期日の終了時に再度同席で次回期日の調整・次回期日に向けて準備すべきことなどの確認を行います。
- (2) 調停では、お子さんの利益や幸せ（将来の利益や幸せも含む。）を考慮した解決が求められます。そこで、調停手続の中で、家庭裁判所がお子さんの心情や意向等を確認することがあります。
- (3) 調停手続を通じて、他方当事者に書類（事件関係の主張書面及び裏付資料は除く。）、物品等を手渡してほしい等の要望がありますが、家庭裁判所ではこのような書類、物品等の授受の仲介は行っていません。調停期日に上記のような書類、物品等を持参しないようご注意ください。
- (4) 調停期日の開始にあたり、ご本人であることを確認するために調停委員から住所や生年月日を尋ね、場合によっては運転免許証等の提示を求めることがあります。